

議案第173号

大阪市工業保全地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正 する条例案

大阪市工業保全地区内における建築物の制限に関する条例（平成22年大阪市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成25年大阪市告示第18号」を「令和元年大阪市告示第592号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和元年11月29日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

工業保全地区が変更されたことに伴い、当該変更に係る地区内における建築物の用途に関する制限を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市工業保全地区内における建築物の制限に関する条例（抄）

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条
第1項の規定に基づき、平成25年大阪市告示第18号（以下「告示」という。）に定め
令和元年大阪市告示第592号

る工業保全地区（以下「工業保全地区」という。）内における建築物の用途に関する制
限を定めることにより、工業機能の維持及び保全を図ることを目的とする。